

# 無形資産会計の史的展開

— 無形資産とその貸借対照表能力 —

藤 田 晶 子

## 1. はじめに

国家戦略上または企業戦略上、価値源泉としての無形資産の重要性はますます高まりつつも、マクロレベルにおいてもミクロレベルにおいても無形資産の存在およびその価値の大きさを正確に把握できていないのが現状である。なぜ、現行会計制度において無形資産を認識することができないのだろうか。その手がかりを得るために、本稿では、現在にいたるまでの無形資産会計の史的展開を振り返ることにしたい。

特許権や商標権などの無体財産権はもとより営業権や暖簾などの無形資産はその多くが遅くとも 19 世紀までには法令または判例により財産として認められてきているが、法的に財産として認められたとしても当該財産が貸借対照表において必ずしも資産として認識されるわけではなく、貸借対照表において資産として認識されるか否か、無形資産が貸借対照表能力を有するか否かは、その時々の貸借対照表の機能、ひいてはその時々を社会的要請に委ねられる。

本稿では、企業環境の変化により貸借対照表の機能に対する社会的要請がどのように変遷していったか、その変遷とともに貸借対照表の機能の変化とともに無形資産の貸借対照表能力が会計制度お

よび会計理論のなかでどのように議論されていったかを考察することとする。考察にさいしては、欧州大陸的な法律主導型の思考とアングロ・アメリカ的な市場主導型の思考を比較する意味で、とりわけフランスとアメリカに焦点をあてて検討をくわえることにしたい。

## 2. 無形資産前史

— 財産目録における資産の認識 —

貸借対照表の作成についての会計法上の規定はドイツ旧商法（1857 年）を嚆矢とする<sup>(1)</sup>とされるが、ここでは、無形資産前史として、19 世紀にいたるまでのフランスにおける財産目録をめぐる会計法規定およびその資産概念を概観しておくことにする。

会計の起点は資本の誕生、より具体的には複式簿記の生成にあるといえる。複式簿記は、15 世紀から 16 世紀にかけて、商業資本の発達とともに徐々にその技術を洗練させていくが、商業形態がまだ継続性を有していなかったために、商品をすべて売却しなければ各勘定を締め切ることができず、定期決算、ひいては貸借対照表という手段を有することはなかった<sup>(2)</sup>。

棚卸計算をともなう定期決算を、法律上、世界ではじめて義務づけたのがフランスにおける商事

勅令（Ordonnance de 1673）、いわゆるサヴァリー法典<sup>3)</sup>である。サヴァリーは商事勅令において「すべての商人は 2 年ごとにすべての動産、不動産、債権・債務について財産目録を作成しなければならない<sup>4)</sup>と規定しているが、この財産目録についてサヴァリーは 2 種類の財産目録の作成を推奨したとされる<sup>5)</sup>。

1 つは、業績を測定し、業績の効率的な管理により破産を回避することを目的とした財産目録（la balance d'inventaire）であり、資産の評価にさいしては物的陳腐化による減価を考慮した原価（le prix coûtant）を採用することとしている<sup>6)</sup>。もう 1 つは、倒産時における債権者への返済能力を示すことを目的とした財産表（l'état de tout le bien）であり、資産の評価にさいしては売却価値（la valeur de vente）を採用することとしている<sup>7)</sup>。すなわち、サヴァリーは、一方の財産目録については、期間成果を計算すること<sup>8)</sup>により事業管理に役立て、もう一方の財産目録については、破産を仮定した企業の清算価値を示すことにより債権者保護に役立てようと考えたのである。

このように 17 世紀において財産目録は、損益計算の手段および清算価値の表示手段として、いわば動的にも静的にも多義的に商人により利用されることが予定されていたといえる。しかし、その後、ナポレオン商法典（1807 年）において財産目録の機能はより狭義に清算価値の表示手段のみに限定されることになる。

ドイツ旧商法を通じてわが国商法にも大きな影響を及ぼしたとされるナポレオン商法典は、基本的にサヴァリー法典を踏襲しながらも、サヴァリー法典とは異なり、財産目録の作成<sup>9)</sup>にさいしては動産および不動産を決算時の時価（le cours au jour de l'inventaire）で評価することを附属条

項において明記している<sup>10)</sup>とされる。さらに、時価評価した財産目録において資産総額が負債総額の 50%を下った場合には破産とみなす<sup>11)</sup>とし、ナポレオン商法典は財産目録に対し債権者保護の見地から詐欺または破産の防止手段として機能することを強く求めていたと理解できる。

その理由として、当時、革命が終幕を迎え、政治的にも外交的にも経済的にも不安定ななかで、商業投機、企業の破産または詐欺破産が相次ぎ、債権者が巨額の損失を被っていた点をあげることができる。周知のように、イギリスでは、19 世紀に横行した企業の破産により社会における会計士の役割が高まり、会計士業務が躍進したとされるが、フランスでは、法が企業と債権者との私的関係に介入し、その債権者保護の手段としての機能を会計に求めたと考えることができる。

ナポレオン商法典における債権者保護の見地からの静的な会計思考は、シュマーレンバッハが動態論を展開する 20 世紀初頭までフランスやドイツなどで支配的となる。

### 3. 20 世紀初頭 — 静的な会計のもとでの 暖簾および無形資産の認識 —

無形資産会計が萌芽する 19 世紀から 20 世紀にかけては、とりわけドイツやフランスなどで商法典を中心に静的な会計が勃興を見ていた時代である<sup>12)</sup>。ここで、静的な会計とは、企業の利害関係者のなかでもとりわけ債権者保護に重点がおかれた会計思考を意味し、企業の破産時に債権者が被る損失を最低限に止めることができるよう清算を前提に企業が保有する財産を決算時の市場価額で評価し、処分可能利益を算定することを目的とする。

フランスにおいては、同じ静的な会計でも、19

世紀後半にみられる静態的会計は、ナポレオン商法典など19世紀前半の静態的会計と異なり、財産を市場価値により評価するにさいに、保有損失のみを認識し、保有利得を認識することはなかったとされる<sup>(13)</sup>。より保守的な静態的会計が求められた背景として、19世紀中葉において、有限責任会社制度が著しく発展した点をあげることができる<sup>(14)</sup>。すなわち、無限責任会社制度のもとでは、保有利得を利益として認識・配当したとしても、破産時には株主個人の財産にまで元本返済を要求することができるために、保有利得の認識およびその処分は債権者にとってはそれほど重要な関心事ではなかったが、有限責任会社制度のもとでは、株主責任が出資額を限度とするため、保有利得を認識するか否かは債権者のリスクを左右する重大な問題となったためである。いいかえれば、19世紀から20世紀にかけての静態的会計は、サヴァリー法典や19世紀前半までの静態的会計に比して、きわめて保守的であり、債権者保護の観点に偏向していたということができよう。

19世紀から20世紀にかけての保守的な静態的会計のもとでは、市場価値を有する資産、すなわち活発な市場を有する資産のみが認識される。したがって、理論的に、無形項目については、その

ほとんどがその唯一無二性がゆえに実際の取引時の価値をのぞいて市場価値を有さず、資産として認識されえないと考えることができるだろう。

実際のところ、フランスの当時の判例においては、無形項目を資産として認識することには否定的であったようである。ただし、特許権は有償取得の場合は資産として認識しうると解釈されており、自己創設の場合も債務超過により破産を余儀なくされた会社の財産目録に市場価値で評価した特許権を資産として追加計上することを許可する<sup>(15)</sup>など他の無形項目と比較してその資産性は積極的に認識されていたように思われる。

もっとも、表1におけるように、実務においては営業権および創立費・広告費などの擬制項目を資産として貸借対照表上に計上している企業が少なくなかったようである。

フランスに比してより株式会社制度が進展していたアメリカにおいては暖簾および無形資産はどのように処理されていたのであろうか<sup>(16)</sup>。アメリカでは、フランスと同様に、20世紀初頭までは静態的会計の色彩が強く、たとえばAIAが連邦取引委員会(Federal Trade Commission)および連邦準備委員会(Federal Reserve Board)に対して提出した覚書*Uniform Accounting* (1917)

表1 20世紀初頭フランスにおける財産目録<sup>(17)</sup>

(La Société de l'Oeuvre; 1909年12月31日)

Actif		Passif	
Fonds de Commerce (営業権)	30,000.00	Capital (資本)	50,000.00
Action à liberer (未払込資本)	2,500.00	Wellhofy & Roche (債務)	<u>2,157.85</u>
Caisse (現金)	780.61		<u>52,157.85</u>
Marchandises (商品)	2,157.85		
Matériel (設備)	312.60		
Publicité pour lancement (広告費)	6,982.80		
Hachette & Co, les autres (債権)	5,100.80		
Profits et Pertes(損益)	<u>4,323.19</u>		
	<u>52,157.85</u>		

には、銀行に融資を申し込むさいに企業が提出する決算書には暖簾の額を純資産の額から控除して作成することが提案されており、会計操作の対象となりやすい無形資産を資産として計上することについては債権者の立場から否定的であったという<sup>(18)</sup>。

しかし、株式会社制度の著しい発展および企業経理に付与された広い自由裁量権から、フランスのような債権者保護の観点から暖簾を資産として貸借対照表上で認識するべきではないとする静態的会計思考はあまり問題とならなかつたといつてよいだろう<sup>(19)</sup>。ただし、世界大恐慌時には暖簾および無形資産について保守的な経理が再びみられたとされる<sup>(20)</sup>ように、暖簾および無形資産の貸借対照表能力はその時々を経済状況に左右される。このことは暖簾および無形資産の価値が将来の利益獲得能力に依存することを考えると当然の帰結であるが、心理的な要素も強く影響したと想像されることから、当時の暖簾および無形資産会計の理論的基盤の弱さが窺われる。

#### 4. 20世紀中葉——動態的会計のもとでの暖簾および無形資産の認識——

20世紀前半には、シュマーレンバッハが動態論を提唱したのを契機に、世界の潮流は動態的会計へと移っていく<sup>(21)</sup>。ここで、動態的会計とは、継続企業を前提にした会計思考であり、貸借対照表を期間損益計算の補助的手段として捉え、貸借対照表は現金収支のうち当期の費用収益となりえなかつた項目を収容するとされる<sup>(22)</sup>。

このように静態的会計から動態的会計へと会計思考が変化した大きな要因として、株式市場の発展、いいかえれば株主の台頭を挙げることができる。すなわち、債権者保護の見地にたつた資産の

保守的な評価が秘密準備金の設定につながり、この秘密準備金の設定が株主の利害を大いに損ねるなかで、適正な期間損益計算への要請が高まってきたこと、債権者も株主と同程度のリスクを負うべきこと、および債権者のリスクも株主のリスクと同様に企業の収益力に依存することなどの主張がなされたことによる<sup>(23)</sup>。

動態的会計のもとでは、資産は未費消原価、すなわち翌期以降の収益に対応する原価である。したがって、理論的に、取得に要した支出額を特定することができ、かつ当該支出額が翌期の収益に対応する無形項目はすべて資産として認識されるが、他方で、取得に要した支出額を特定できない無形項目、たとえば自己創設無形資産は資産として認識できないことになる。

制度において、このような動態的会計思考はどのように取り入れられ、無形資産会計にどのような影響を与えたのだろうか。ここで、フランスおよびアメリカのそれぞれの国について、20世紀初頭から20世紀末にかけての無形資産会計をめぐる制度の動向を概観することにしよう。

##### (1) フランスにおける会計制度の変遷と無形資産

フランス会計に動態的思考を導入するにさいして重要な役割を果たしたのは税務当局である。当時、静態的会計が支配的な状況のなかで、1917年法（la loi du 31 juillet 1917）および1926年法（la loi du 4 avril 1926）はすべての工的または商的企業に対し課税所得の申告を義務づけた<sup>(24)</sup>が、その申告にさいして税務当局は有形固定資産にかかる減価償却費の損金算入を無条件に認めている<sup>(25)</sup>。

無形資産についていえば、税務当局は、無形資産に係る売却益を課税対象とすることについては当然のことながら異論がなかつた<sup>(26)</sup>ものの、

1917年法および1926年法の償却規定を無形資産にまで適用するべきか否か、無形資産に係る償却額および減損を損金として認めるべきか否かについては意見の分かれるところであった。とりわけ創立費や研究開発費などの擬制項目については資産として認めず、その支出額を発生時に損金として処理するよう求める意見が強かった<sup>(27)</sup>ようであるし、反対に営業権については恒久的な性質を有することから償却の損金算入には否定的であった<sup>(28)</sup>。

しかし、参事院(Conseil d'Etat)は、まず1931年には特許権に係る償却額の損金算入を認める<sup>(29)</sup>とともに、続いて1932年には創立費(les frais de premier établissement)・新株発行費(les frais d'augmentation du capital)・社債発行費(les frais d'emission d'obligation)の繰延資産について当該支出額の繰延処理を会計帳簿に

において実際に実施していることを条件に当該支出額を数期間にわたって償却額として損金算入することを認め<sup>(30)</sup>、さらに1933年には有償取得した営業権、商標権、各種契約(contrats)についてもそれぞれの減価に応じて当該無形資産の償却額を損金算入することを認める<sup>(31)</sup>。

参事院は、これら決定の後もなお、法的有効期間が有限である特許権を除く無形資産について、支出時に全額を費用とする処理と、資産として繰り延べ、数期間にわたって償却する処理のいずれが妥当であるかの判断はきわめて難しいとしながらも<sup>(32)</sup>、税務当局が特許権や商標権などの無体財産権だけでなく創立費などの擬制項目についても償却を認めた点で、税務当局は無形資産会計の発展に重要な役割を果たしたと結論づけることができよう。

表2から分かるように、税務当局がこのような

表2 20世紀初頭の財産目録  
(La Société de l'Oeuvre; 1930年12月31日)

Actif		Passif	
Caisse (現金)	24,083.05	Capital (資本)	3,500,000.00
Banquiers (預金)	2,057,735.71	Subvention (助成金)	310,000.00
Timbres poste (切手)	12,220.50	Provision pour eventualite (偶発引当金)	
Comptes d'avances (前払)	40.00		381,575.67
Achats du Fonds (営業権)	909,955.00	Fournisseurs (仕入先)	106,726.83
Mobilier industriel (動産)	137,212.20	Amo. pour Mobilier (動産償却)	132,643.08
Machines & Materiel (機械設備)	1,892,056.95	Amo. pour Machine (機械償却)	1,247,503.80
Frais d'installation Oeuvre (開業費)	140,398.60	Amo. pour Frais Installation (開業費償却)	
Frais d'installation Imprimerie (工場の開業費)	956,883.23		1,041,061.83
Frais de Lancement (広告費)	362,841.87	Amo. pour Frais Lancement (広告費償却)	
Papiers (紙)	51,283.96		362,841.87
Matiers (原材料)	61,631.95	Compte diverse (その他)	1,132,133.59
Clients divers (得意先勘定)	238,483.20		<u>8,214,482.03</u>
Depot et Consignation (預金供託金庫)	1,390.30		
Comptes divers (その他)	1,143,926.10		
Profits et Pertes (損益)	<u>224,339.29</u>		
	<u>8,214,482.03</u>		

判断を下すまで実務では税法上の要請に応じて創立費などの擬制項目を発生時に費用として処理している<sup>(33)</sup>。

無形資産会計について税務当局よりより明確に動的な会計処理を提示したのは、戦後に CNC により公表された PCG (1947) である。PCG (1947) では、営業権や特許権はもとより創立費・研究開発費・公告費などの額を資産として認識することを認めている。創立費や研究開発費などの擬制資産について、PCG (1947) と現行 PCG (1999) とを比較すれば、当該費用を PCG (1947) では 5 年以内に償却すべきとしていたのに対し、現行 PCG (1999) では利用可能期間にまで延長が可能だとしており<sup>(34)</sup>、現行 PCG (1999) では無形資産会計について PCG (1947) よりもより積極的な動的な会計思考を採用しているといえよう。

翻って、商法典および商事会社法についていえば、EC 会社法第 4 号指令および第 7 号指令を国内法化するまでは、無形資産を特段に規定することもなく、いいかえれば各プランを尊重してきたといえるだろう。

## (2) アメリカ

アメリカでも、フランスと同様に、所得税法 (1913) が有形固定資産について減価償却の損金算入を認め、早い時期から動的な会計思考を示しているが、暖簾については他の有形資産のように使用されないことから原則として<sup>(35)</sup> 陳腐化しない資産とみなされること、すなわち償却および減価の損金算入は認められないとされた。

税務当局よりも動的な会計の立場をより鮮明にしたのは、AIA と SEC との連携のための特別委員会が公表した報告書 *Audits of Corporate Accounts* (1934) であり、次いで登場したのが Paton=Littleton の『会社会計基準序説』(1940)

である。

前者の報告書において、貸借対照表の機能は、資産および負債の価値を反映することではなく、すでに発生または受領されているが、翌期以降における期間損益の決定のために必要とされる原価および貸方項目を翌期以降に繰り越すことであるされ、後者の Paton=Littleton の著書において、その原価と収益の対応に係る概念が詳細かつ理論的に説明されることとなる<sup>(36)</sup>。

Paton=Littleton は、第 1 に、特許権・著作権・その他政府による特別の認可については、当該資産を取得するのに要した支出額をもって取得原価とし、これを法的存続期間にわたって償却すべきであるとし、第 2 に、暖簾については、継続事業 (going concern) とともに取得された場合に推定超過収益力の割引現在価値をもって取得原価とし、これをある一定期間にわたって償却し、収益に賦課すべきであるとし、第 3 に、繰延費用については、創業費や広告費などに要した額を繰り延べ処理することは可能だとしながらも広告費については将来に対する効果が不確実であることから消極的な姿勢をみせている<sup>(37)</sup>。

すなわち、Paton=Littleton によれば、暖簾および無形資産の認識にさいしては、原則として、有償による取得であることおよび取得原価により計上することの 2 点がなによりも強調される。この Paton=Littleton の見解は AAA を代表するものと考えていだろう。

他方で、AIA は、1932 年に Sanders, Hatfield, Moore により作成された「会計原則書 (A Statement of Accounting Principles)」を公表し、そのなかで暖簾の計上は貸借対照表における財政状態の表示機能を弱める (the presence of a goodwill account did not add strength to the balance sheet) とし、暖簾の計上には消極的な

姿勢を示す。しかし、その後、CAPが1944年に公表したARB 24 “Accounting for Intangible Assets”は、当時、実務において一般的におこなわれていた暖簾の会計処理をすべて認めるとする内容のものであった<sup>(38)</sup>。CAPが公表した一連のARBは一般に使われていない方法を除去したにすぎない<sup>(39)</sup>と後に批判されるように、ARB 24についても例外ではなかったのである。ARB 24については後述することとしたい。

## 5. 20世紀後半 — 各会計基準における

### 暖簾および無形資産の認識 —

1960年代から1980年代にかけては企業買収の件数の増加および買収金額の高額化にともない暖簾の会計実務が多様化し、その是非をめぐって議論が活発化する。とりわけイギリスにおいては、企業買収の件数が多いにもかかわらず暖簾の会計処理について明確な基準が存在しなかったために、きわめて多様な会計実務が行われ、それら多様な実務の一環としてブランド会計が誕生したことは周知のとおりである。フランスにおいても、やや時を遅くするものの、イギリスよりもはるかに混沌とした暖簾の会計実務が蔓延し、企業の裁量をどこまで認めるかをめぐって関係諸機関において激しい議論が交わされる。他方で、アメリカにおいては、無形資産についての会計基準が比較的早い時期から整備されてきており、イギリスやフランスなど他国に大きな影響を及ぼすことになった。フランスおよびアメリカの会計基準における暖簾および無形資産の認識をめぐる議論を以下で概観しておくことにしよう。

#### (1) フランス

これまでフランスにおいて特徴的であった営業

権をめぐる議論は20世紀末にはもはやあまりみられることもなく、他方で、企業買収の件数が増加するのに伴い取得差額 (écart d'acquisition), すなわち暖簾の会計処理をめぐる議論が活発化する。フランスは個別会計を中心とした会計システムを有しており、EC会社法第7号指令が公表されてはじめて連結会計基準が導入されるにいたっている。したがって、暖簾の会計処理をめぐりさまざまな動きがみられるのも当該指令が公表されて以降のことである。

フランスにおいても、暖簾についてはイギリスと同様にきわめて多様な会計実務が行われてきた。このようにイギリスやフランスなどの欧州諸国において多様な会計実務が長らく温存した背景には、第1に、1983年に制定されたEC会社法第7号指令が統一した会計処理方法を提示しなかったこと、第2に、フランスでもイギリスでもEC会社法第7号指令が提示した代替的会計処理方法を除去できるほど説得力のある根拠がみだされなかったとともにそれを押しもなお会計処理方法を統一できるほど強い基準設定力が存在しなかったことをあげることができるが、とりわけフランスの場合には複数の公的関係機関がそれぞれ異なる見解を表明し、そのことが結果として会計実務にイギリス以上の混乱をもたらすにいったようである。フランスの各機関が表明した公式見解を年代順に表3に整理しておこう。

CNCは1986年にEC第7号指令にもとづく連結財務諸表規定を盛り込んだ1986年PCGを公表し、取得差額についてはEC第7号指令と同様に2つの会計処理方法、すなわち取得時に資産として認識かつ漸次的に償却する方法と、自己資本 (capitaux propres) と相殺消去する方法の両方を採用し、前者を原則的方法、後者を例外的方法として位置づけた。ただし、CNCは原則的方法

表 3 取得差額の会計処理をめぐるフランスの各関連機関が公表した公式見解

1985年 1月 3日	n° 85-11 法（1985年）制定 — EC 会社法第 7号指令の国内法化
1986年 2月 17日	n° 86-221 法（1986年）制定 — n° 85-11 法の適用令
1986年 12月 9日	PCG の公表 — 連結会計の導入
1988年 1月	COB 意見書 No. 210
1988年 10月	COB 意見書 No. 218
1989年 10月	CNPF 意見書
1989年	COB 報告書
1990年 1月 15日	CNC 取得差額に係る見解
1990年	COB 報告書
1991年	COB 意見書 No. 243

の採用にさいして取得差額の償却期間に限定を設けなかったほか、例外的方法の採用にさいしては具体的にどのようなケースに例外的方法を採用することができるのかについて特段の条件を付さなかった<sup>(40)</sup>。

1988年 1月に COB から公表された意見書はこのような 1986年 PCG の不備を補うごとく、原則的方法の採用にさいしては取得差額の償却期間を APB オピニオン 17 に倣って最長 40年とし、例外的方法の採用にさいしては次の 3つの場合にのみ認められることになった。すなわち、1つ目は当該取得差額を以前に取得した場合、2つ目は当該取得価額を数次にわたりかついずれも異なる条件のもとで取得した場合、3つ目は当該取得差額の当初の認識事由が適切でなくなった場合であり、これらいずれかの場合にのみ例外的方法が認められることになった。

EC 会社法第 7号指令をうけてのこととはいえ、従来はまったく企業の自由裁量に委ねられていた取得差額に次々と規制が加えられていくことに不満を感じたフランス国家経営者審議会（Conseil National du Patronat Français；以下、CNPF とする）は、1989年 10月に取得差額について設けられた規定に対し自らの見解を表明し、CNC および COB に次のような会計処理を認めるよう文書で要求する<sup>(41)</sup>。

- 1) 取得差額から規則的な償却を要しない無形資産への配賦を容認すること。
- 2) 取得差額から規則的な償却を要しない無形資産への配賦が困難な場合には、取得差額の全部または 1部を「無形資産」の項目のもとで表示し、規則的な償却をしなくてもよしとすること。
- 3) フランス企業の経営者の立場を守るべく取得差額に係る償却期間を経営者の裁量に委ねること。また、場合によっては、取得差額を資本から控除する会計処理方法もよしとすること。
- 4) 取得差額に係る償却額の前後に当期純利益を表示すること。

このような CNPF の要請に応えるべく CNC は 1990年に意見書を表明し、取得差額は強制的に各識別可能資産に配賦されること、取得差額が配賦されない識別可能資産には個別財務諸表上で認識されていない無形資産をも含むこととするとともに、識別可能な無形資産の条件として、当該資産の評価方法を高い精度をもって明確にできること、かつ当該資産の価値の変化を時間とともに追跡できることの 2つを提示している。さらに、このようにして取得差額から配賦される無形資産の例として「流通網（reseaux commerciaux）」や「市場シェア（parts de marche）」をあげている<sup>(42)</sup>。



このような CNC の解答は EC 第 4 号指令により導入された財務諸表の「真実かつ公正なる概観 (image fidèle)」を維持するためとされる<sup>(43)</sup>が、実質的に、連結損益に対する取得差額の償却負担を軽減する措置にほかならず、1990 年という早い時期に、このような措置を会計基準設定主体がその公式見解のなかで明確にしたことはこれまで検討してきたアメリカやイギリスに比してフランスの暖簾および無形資産会計の大きな特徴としてあげることができるだろう。

なお、CNC は当該意見書を表明するにさいして COB の見解を参考にしたとされる<sup>(44)</sup>が、COB は、企業の健全な経営のためには、無形資産を償却不要とするためには経営努力により無形資産の価値を維持できることが保証できることを条件とするとともに、取得差額をどのような無形資産に配賦すべきか、またその配賦される無形資産の額をどのように決定するかは経営者の判断に委ねられるとしている<sup>(45)</sup>。

1990 年に表明された CNC および COB の見解はフランス企業の会計処理にどのような影響を与えたのであろうか。ある調査によると、すでに 1989 年には LAFARGE-COPPEE や POLIET, BSN, NABISCO などいくつかの大企業が取得差額を償却不要無形資産に振り替える会計処理方法を採用しており、主として「市場シェア」、「ブランド (商標)」、「許認可権・特許・ライセンス」、「営業権 (fonds commerciaux)」の無形資産に取得差額を振り替えており、大半の無形資産が償却不要とされている。要償却とされた無形資産についてもその償却期間は 20 年のものもあれば、40 年のものもある。CNC および COB の見解の公表後に取得差額から振り替えられた主要な無形資産としては「ブランド (商標)」、「営業権」、「市場シェア」があり、もっとも「ブランド (商

標)」が多いという<sup>(46)</sup>。

しかし、償却が必要な無形資産か不要な無形資産にかかわらず、取得差額をある特定の無形資産に配賦した根拠、配賦するにさいして採用された無形資産の評価方法、償却が必要か否かの判断基準、設定された償却期間の根拠、無形資産の価値の追跡方法、すなわち減価の認識方法などについて、いずれの企業もその注記のなかでまったく言及しておらず、CNC および COB の見解は有効に機能しなかったといつてよい。

フランスでは多様な無形資産が認識されており、その認識要件も他国に比して緩いものとなっている。しかし、その背景には、フランスに暖簾および無形資産の会計基準を導入する契機となった EC 会社法第 7 号指令がそもそも暖簾の会計処理を幅広く認める規定であったこと、取得差額の償却負担を避けようとする大企業の思惑が大きく働いたこと、CNC や COB といった公的機関がこのような大企業の思惑にむしろ加担し、これらの思惑を若干は牽制すべく公表した指針も単なる意見書に止まり、強い規制力を有さなかったことなどがあったと考えられる。

## (2) アメリカ

アメリカではもっとも早くに無形資産の会計基準が制定され、1944 年に CAP より ARB 24 “Accounting for Intangible Assets” が公表される。ARB 24 は無形資産をその存続期間の有限または無限にもとづいて大きく 2 つに分類し、存続期間が有限の無形資産はその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却され、存続期間が無限の無形資産は、存続期間が有限とみなされないかぎり、または将来の経済的便益であるかぎり、簿価で計上されるとする。ただし、存続期間が無限の無形資産の額を減価の有無にかかわらず既存の資本または

利益剰余金から控除する実務が横行していることから、当該会計処理方法も禁じえないとしている。すなわち、ARB 24 は当時の実務でおこなわれていた会計処理方法をすべて認める内容のものであった。

ARB 24 の公表から 1 ヶ月後に SEC が発表した ASR 50 は無形資産に係る償却額または減価額を資本剰余金に賦課する会計処理方法は望ましくないとしている<sup>(47)</sup> ことから分かるように、ARB 24 の規定の妥当性をめぐっては必ずしも意見の一致がみられなかったようである。

ARB 24 に続き、1953 年に ARB 43 が公表される。ARB 43 はその第 5 章において無形資産に係る規定を設けている。ARB 43 は ARB 24 と基本的には変わらないものの、無形資産を取得時にただちに資本剰余金または利益剰余金と相殺消去する会計処理方法の採用を禁じており、無形資産を規則的に償却しないのであれば、減価が確認されるまで、または存続期間が確定されるまで、簿価のまま引き続き繰り越すことを求めており、ASR 50 の意図を若干は汲んだものとなっている。

しかし、ARB 24 および ARB 43 は、いずれも存続期間が無限とされた無形資産が将来の経済的便益とはならない場合に計上される償却額について、その費用計上の場合によって各期の損益を歪める結果となる場合には当該償却額を利益剰余金から控除することもやむなしとしている。

1959 年には CAP に代わり APB が組織され、無形資産に係る会計基準として 1970 年に APB オピニオン 17 が公表される。ここで ARB 43 から APB オピニオン 17 までの約 20 年の間に少なくとも大きく 3 つの議論があったことを喚起しなければならないだろう。

第 1 に、前期修正項目に係る会計処理についてである。APB は当期純利益を決定するにさいし

て除外される前期修正項目、すなわち利益剰余金からの控除が認められる前期修正項目は前期の事業活動に直接的に関連し、かつ前期の決算日以降に発生した経済的事象に帰することができないなどの項目にかぎるとし、無形資産の償却額または減価額を資本剰余金または利益剰余金から控除する会計処理方法を間接的に否定した点である<sup>(48)</sup>。

第 2 に、暖簾の貸借対照表能力についてである。ARB 43 が無形資産を取得した時点でその全額について資本と相殺消去する会計処理を禁止したにもかかわらず、とくに監査法人を中心にこのような処理を支持し、暖簾の貸借対照表能力を否定する見解が再び浮上してくる<sup>(49)</sup>。その根拠は、1 つには、暖簾は利益獲得プロセスにおいて費消または利用される資源ではなく将来の利益獲得に対する期待であり、この期待は投資家が評価するもので会計が評価するものではない点、もう 1 つには、暖簾は将来の利益に対して支払われたコストであるが、この将来の利益は必ずしも確実ではない点にある。

このような見解は、60 年代から 70 年代初頭にかけてのインフレと投機による株高を背景に、不安定で、かつ必ずしも企業の実態を反映しているとはいえない株価にもとづいて評価される暖簾がはたして貸借対照表能力を有するかどうかの疑問から発せられているものと考えられる。

第 3 に、無形資産の存続期間についてである。ARB 24 および ARB 43 において分類される無限の存続期間を有する無形資産について、無限と仮定されるのは存続期間を予測できないためであり、永遠に価値を有する無形資産など存在しないとされる<sup>(50)</sup>。

APB オピニオン 17 はこのような議論のうえに公表されており、これらすべての見解が採用されたとは言い難いものの、これらの見解のなかで

きるかぎりの妥協が図られるとともに ARB の反省のもとに会計処理の統一が試みられたと考えてよいだろう。

APB オピニオン 17 の特徴は、第 1 に、すべての買入無形資産をその取得原価にもとづいて資産として認識すること、第 2 に、すべての買入無形資産をその存続期間にもとづいて償却すること、第 3 に、存続期間を予測することができない無形資産についても最長 40 年以内に償却をすることの 3 つである。なかでも、第 2 および第 3 の点は ARB 24 および ARB 43 に比して特筆に値する点であるが、第 3 の最長 40 年という存続期間の限定に根拠はなく、あくまで妥協から生まれた数字であるが、イギリスやフランスなど欧州諸国の会計基準にも影響を及ぼしている点は興味深い。

APB オピニオン 17 の公表後はこれまでのような暖簾および無形資産に係る活発な議論はみられなくなる。その理由は、APB オピニオン 17 の規定に誰もが満足したからではなく、株高を背景にした暖簾の過大評価およびその償却負担を避けるために実務ではパーチェス法から持分プーリング法へと企業結合に係る会計処理方法を変更し、暖簾からむしろ持分プーリング法の是非へと議論がシフトしていったためである。暖簾および無形資産に係る議論は、SFAS 141 および SFAS 142 の公表後、再燃することになる。SFAS 141 および SFAS 142 の両基準については別稿で検討することとしたい。

## 6. おわりに

19 世紀から 20 世紀末にかけての無形資産会計の史的展開をその貸借対照表能力に焦点をあてて検討をくわえてきたが、これらの検討を通じて次の点を指摘することができる。第 1 には、無形資

産会計の議論の中心は一貫して暖簾にあったこと、第 2 には、会計思考の潮流が静態的思考から動態的思考に移っても、特許権や商標権などの無形資産が積極的に認識されることはなく、むしろ創立費などの繰延資産に注目が集まったにすぎないこと、第 3 には、同じ暖簾についての議論であっても、20 世紀前半は暖簾の本質論をめぐる議論がなされたのに対して、20 世紀後半はもっぱら暖簾の会計処理の妥当性が問題となり、しかもその会計処理の妥当性は暖簾の本質に照らして議論されたというよりもむしろ経営上の便宜であるとか企業間の比較可能性であるとか制度上の問題に終始していたことである。第 4 には、1980 年代よりブランドや特許権など個々の無形資産が数多く計上されるようになるものの、この傾向は暖簾または個々の無形資産に対する認識の変化に起因するものではなく、あくまでも暖簾の計上および償却をいかに回避するかという暖簾の会計処理問題に端を発していることである。

今後、積極的に無形資産を認識するためには、無形資産の本質、さらには無形資産と暖簾、無形資産と繰延資産のそれぞれの境界線を明確にするとともに、無形資産会計が現行会計制度の枠組に抵触するとするならば、その理由を整理する必要があると思われる。

## 注

- (1) 原田富士雄「第 1 章 計算的思考方法としての会計学」合崎堅二監修『黒澤会計学』1998 年、中央経済社、16 頁。なお、原田教授は「ドイツ旧商法 (1871 年)」とされているが、ここでは「ドイツ旧商法 (1857 年)」としている。
- (2) 黒澤清「複式簿記の発生的考察」『会計』第 33 巻第 3 号、1933 年、90-91 頁。
- (3) サヴァリー法典の詳細については岸悦三著『会計生成史 — 仏商事王令会計規定研究 —』を参照のこと。
- (4) Ordonnance du Commerce (Titre III Art. 8),

- Recueil Général des Anciennes Lois Françaises*, p. 96.
- (5) Richard, J., "Histoire de la valeur", *Juste valeur (coordonnées par Casta, J.F. et Colasse, B.)*, 2001, p. 20.
- (6) この成果計算において資産の市場価値における変動はまったく考慮されていなかったことに留意したい。Richard, J., *Op. cit. supra note 5*, p. 21.
- (7) Richard, J., *Op. cit. supra note 5*, p. 23.
- (8) 期間成果は原価評価による資産および負債の差額から純資産 (l'actif net) を導きだし、さらに前期および当期の純資産の額を比較することにより算定される (Richard, J., *Op. cit. supra note 5*, p. 23.)。
- (9) ナポレオン法典の本文では「商人は、毎年、その手形、動産、不動産、債権、債務について財産目録を作成しなければならない」(Code de Commerce 1807, 1<sup>er</sup> Loi, Du 10 septembre 1807, Décret Livre premier du commerce en général, Titre II, Art 9, Bulletin des Lois de l'Empire français, 1808, p. 163.) としか明記していない。
- (10) Richard, J., *Op. cit. supra note 5*, p. 26.
- (11) Code de Commerce 1807, VI<sup>er</sup> Loi, Du 12 septembre 1807, Décret Livre III des faillites et des banqueroutes, Titre IV, - Article 150, Bulletin des Lois de l'Empire français, 1808, p. 269. ナポレオン商法典第 150 条は 4 つの破産条件を規定しており、そのうちの 1 つが「重要な額の債務を有していたり、売却予定の商品が原価割れしたりすることにより資産が負債の 50% に満たない場合」である。
- (12) ドイツについては、ドイツ旧商法 (1857 年) が貸借対照表の作成にさいし時価により資産評価することを義務づけており (Richard, J., *Op. cit. supra note 5*, p. 30), 他方、フランスにおいては、商事会社法 (1867 年) は資産評価に触れていないものの、ナポレオン商法典が附属条項において時価により資産評価することを明記しているとともに判例および文献においても時価による評価が好ましいと考えられていた。
- (13) Richard, J., "Faire value; towards a third stage of the French accounting capitalism?" *Inédit*, 2003, p. 4.
- (14) Richard, J., *Op. cit. supra note 13*, p. 4.
- (15) La Cours Imperiale d'Orleans 02/01/1855.
- (16) アメリカよりも早くに株式会社制度が発達していたイギリスにおいては、1908 年会社法が暖簾の会計処理として、第 1 に、暖簾を資本勘定と相殺消去する会計処理方法、第 2 に、暖簾を恒久資産として貸借対照表上に計上する会計処理方法、第 3 に、暖簾を漸次的に償却するか、または積立金を設定する会計処理方法の 3 つを提案していたが、株式会社に対しては第 1 の会計処理方法の採用を禁止していた。このことから、イギリスでは暖簾の会計処理に関するかぎりフランスとは異なり、過度に保守的な会計処理を求めるようなことはなかったと考える (Hughes, H. P., *Goodwill in Accounting: A History of the Issues and Problems*, 1982, p. 56 参照)。
- (17) 当該財産目録に計上されている営業権および広告費は償却されることはなかった。
- (18) Yang, J. M., *Goodwill and Other Intangibles*, 1927, p. 184. Hughes, H. P., *Goodwill in Accounting*, 1982, p. 57. ただし、改訂版においては、暖簾は「その他の固定資産」の項目のもとで計上するよう指示されている。
- (19) Hughes, H. P., *Op. cit. supra note 16*, 1982, p. 49.
- (20) Hughes, H. P., *Op. cit. supra note 16*, p. 75.
- (21) フランスにおいては、隣国ドイツやアメリカほど動態的会計の萌芽は顕著ではなかったが、判例や文献では徐々に原価主義を採用するにいたっている。
- (22) 宇南山英夫・安平昭二編『現代簿記会計用語辞典』293 頁。
- (23) Richard, J., *Op. cit. supra note 13*, p. 5.
- (24) Loi portant création de nouvelles ressources fiscales (Titre I Art. 1), *Journal Officiel de la République Française*, 4 avril 1926, p. 4170.
- (25) Loi portant suppression des contributions personnelle (Titre I Art. 4), *Journal Officiel de la République Française*, 1 Août 1917, p. 5976. Loi portant création de nouvelles ressources fiscales (Titre I Art. 9), *Op. cit.*, p. 4171.
- (26) Weismann, M. & Debled, R., *Achat, Vente et Gérance d'un Fonds de Commerce*, 1969, pp. H1-H4.
- (27) Richard, J., *Op. cit. supra note 13*, p. 10.
- (28) Brière, M., *L'imposition des plus-values et l'amortissement du fonds de commerce*, Thèse, Bordeaux, p. 183.
- (29) Conseil d'Etat (23 octobre 1931), *Gazette du Palais*, 1931.
- (30) Conseil d'Etat (9 décembre 1932), *Gazette du Palais*, 1933, 1<sup>er</sup> semestre, pp. 354-355. ただし、注意したいのは、原典において、償却対象と認められた有償取得の営業権・商標権・各種契約の原

価を表現するのに用いているフランス語は redevence (ロイヤリティ) である点である。当時はある一定期間においてのみ営業権や商標権を譲渡する実務が行われていた可能性もあると推測される。

- (31) Conseil d'Etat (12 juillet 1933), *Gazette du Palais*, 1933, 2<sup>er</sup> semestre, pp. 631-632.
- (32) Conseil d'Etat, *Op. cit.*, *supra note* 31.
- (33) 他方で、営業権については、償却している企業も償却していない企業も存在するので、実務では必ずしも統一した処理が行われていなかったといえる。
- (34) Mémento Pratique Francis Lefebvre, *Comptable 2004*, par. 2352.
- (35) 陳腐化の期間を合理的に見積もることができ、かつ当該期間満了時には暖簾の価値を零とすることを条件に暖簾の償却が認められた時期もあった。その他、いくつかの事例において例外的に暖簾の減価の損金算入が認められている (Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 16, p. 65)。
- (36) Financial Accounting Standards Board Special Report, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 1997, 財企業財務制度研究会訳『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年, 42-43頁および75頁。
- (37) Paton & Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940 (中島省吾訳『会社会計基準序説』151-154頁)。
- (38) American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No. 24*, Accounting for Intangible Assets, AIA, 1944. なお, ARB 24 "Accounting for Intangible Assets" の内容は以下のとおりである。

1. 無形資産の分類

- (a) 法・規制・契約により, または性質により, 経済的耐用年数 (a term of existence) を有限とされる無形資産 — 経済的耐用年数を有限とする暖簾を含む
- (b) 経済的耐用年数を無限とする無形資産 — 取得時に経済的耐用年数を無限と仮定された暖簾を含む

2. 原初測定 — 原価

3. 事後測定

- (a) 上記の無形資産の分類において(a)に分類された無形資産については, 当該無形資産から利益を得る期間にわたって定期的に償却

すること

- (b) 上記の無形資産の分類において(b)に分類された無形資産については
- 1) 経済的耐用年数が無限であるかぎりには
    - ・原価で半永久的に資産として計上する
    - ・定期的に償却する
    - ・利益剰余金または資本剰余金と相殺消去する
  - 2) 経済的耐用年数が有限となった場合は
    - ・定期的に償却する
    - ・定期的償却と同時に利益剰余金と相殺する
  - 3) 部分的に価値のない投資 — 当該基準の対象外
  - 4) 価値のない投資
    - ・支出時に費用として処理
    - ・利益剰余金と相殺消去
- (39) Story, R. K., *The search for Accounting Principles — Today's problems in Perspective —*, AICPA, 1964, p. 50.
- (40) L'arrêté du 9 décembre 1986: Méthodologie relative aux comptes consolidés, par. 2103.
- (41) Lettre du CNPF, *Le traitement de la surveillance*, 1989.
- (42) Avis du Conseil National de la Comptabilité sur le traitement de l'écart de première consolidation 15 janvier 1990.
- (43) Florence, R., *Affectation de l'écart de première consolidation aux actifs incorporels: proposition d'une démarche économique et comptable à l'usage des praticiens*, 1992, p. 24.
- (44) Christine, L., *Affectation de l'écart de première consolidation aux actifs incorporels*, 1991, p. 34.
- (45) COB Bulletin mensuel No.243 de janvier 1991.
- (46) Florence, R., *Op. cit.*, *supra note* 43, pp. 35-49.
- (47) U. S. Securities and Exchange Commission, *The Property of Writing Down Goodwill by Means of Charges to Capital Surplus*, Accounting Series Release No. 50.
- (48) Accounting Principles Board, *Reporting the Results of Operations*, pp. 112-115.
- (49) Spacek, *The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet*, 1964, p. 36.
- (50) Wolff, *Accounting for Intangibles*, p. 258.

(2004年10月4日経済学会受理)